

令和6年度 第1回 総合教育会議

令和7年2月21日（金）

会議次第

- 1 令和7年度主要事業案について
- 2 その他

令和 7 年度主要事業案

令和 7 年 2 月 2 1 日

東大阪市教育委員会

令和 7 年度主要事業案

(学校教育部 学校教育推進室)

スクールソーシャルワーカー配置事業

(学校園サポート事業) 1

(学校教育部 学校給食課)

小学校給食費無償化事業 2

(学校教育部 教育センター)

校内教育支援ルーム「S S R」支援員配置 3

令和7年度主要事業案

(学校教育部 学校教育推進室)

事業名	スクールソーシャルワーカー配置事業 (学校園サポート事業)
事業目的	不登校やいじめ、問題行動、虐待（ヤングケアラーを含む）等の背景には、子どもを取り巻く環境が大きな影響を与えており、早期対応はもちろんのこと、関係機関や専門家等も加わったチームを編成し、その環境改善を図る必要がある。教職員等への研修や、ケース会議でのアセスメント及びプランニングの支援、教職員や支援人材と関係機関等とのネットワークの構築による子ども・保護者への支援体制の充実を図るため、スクールソーシャルワーカーを配置するもの。
事業概要	【スクールソーシャルワーカー拠点校配置】 拠点配置小学校として、令和6年度21校から令和7年度25校に拡充し、拠点校を含む中学校ブロックで活用する。また、中学校ブロックのいじめ・長期欠席・不登校対策ブロック会議やケース会議、研修にも参加し、学校園支援を行う。 (70回×25拠点＝1750回：1回6時間) 【スクールソーシャルワーカー派遣活用】 学校園からの要請に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣し、ケース会議や研修等により学校園支援を行う。 (35回：1回6時間)

令和 7 年度主要事業案

(学校教育部 学校給食課)

事業名	小学校給食費無償化事業
事業目的	市立小学校及び市立義務教育学校（前期）の児童保護者の経済的負担を軽減するため、すべての学年を対象とし恒久的に小学校給食費を無償化するもの。
事業概要	令和 7 年度の小学校給食費を無償とする。 （事業内容） ・ 小学校給食費（1 食あたりの額） 低学年 2 3 5 円・中学年 2 4 0 円・高学年 2 4 5 円 ・ 小学校給食を実施する学校数 小学校 4 9 校、義務教育学校（前期）2 校 計 5 1 校 ・ 小学校給食実施予定回数 1 9 5 回 ・ 令和 7 年度小学校及び義務教育学校（前期）児童数 19,256 人 （令和 6 年 5 月 1 日児童数推計参照）

令和7年度主要事業案

(学校教育部 教育センター)

事業名	校内教育支援ルーム「SSR」支援員配置
事業目的	不登校児童生徒が増加するなか、教育の機会を保障し個々の状況に応じた最適な支援を実施するため、小・中学校の校内教育支援ルーム「SSR」に支援員を配置し支援体制の充実を図るもの。
事業概要	不登校児童生徒が増加する中、文部科学省の「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」に校内教育支援センターの設置促進が明記されている。 不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や不登校の兆候がみられる等、自分の学級に入りづらいが登校できる児童生徒に対し、校内の居場所を整備することで、学習や相談支援の場となり、学校へ登校が可能となることが見込まれる。令和7年度は、校内教育支援センター支援員の配置事業（国）を活用し、市の学校内において校内教育支援ルーム「SSR」に支援員を配置し、効果的な「SSR」の運営を図っていく。

令和 7 年度 教育委員会における組織改正について

これまで進めてきた小中一貫教育を継続的に推進するとともに、学校規模の適正化や中央教育審議会が示す「令和の日本型学校教育」に基づき、学校教育に係る諸課題に対し、事務局横断的な施策や取組の企画・調査および調整を行うため、令和 7 年度より教育長直轄の組織として新たに「みらい教育室」を設置し、組織を再編するもの。

「みらい教育室」について

組織改正理由

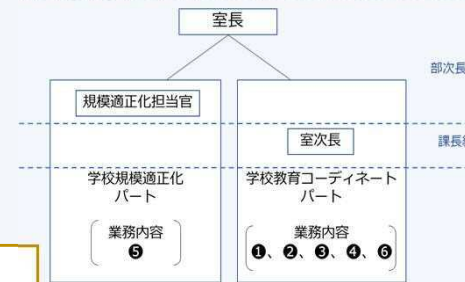
これまで進めてきた小中一貫教育を継続的に推進するとともに中央教育審議会が示す「令和の日本型学校教育」に基づき、学校教育に係る諸課題に対し、事務局横断的な施策や取組の企画・調整を行うため、教育長直轄の組織として新たに室を設置し、組織を再編するもの。尚、諸課題のうち、特に学校規模の適正化においては、学校規模適正化担当官を配置し、重点的に取り組むこととする。

主な業務内容

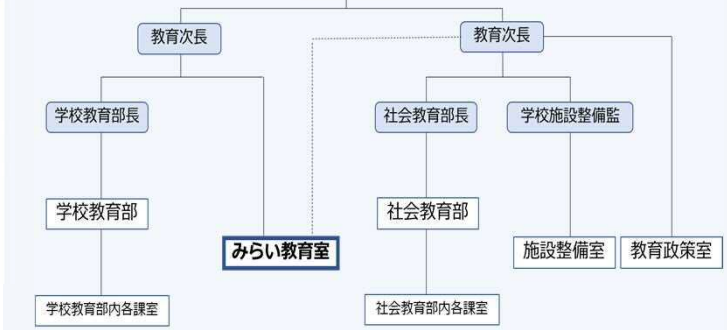
- ①小中一貫教育の実施に係る企画立案及び連絡調整に関すること
- ②小中一貫教育の実施に係る調査及び研究に関すること
- ③小中一貫教育の実施に係る広報に関すること
- ④その他小中一貫教育に関すること
- ⑤義務教育諸学校の適正規模化及び適正配置に関すること
- ⑥学校教育に係る包括的な施策の企画、調査及び調整に関すること



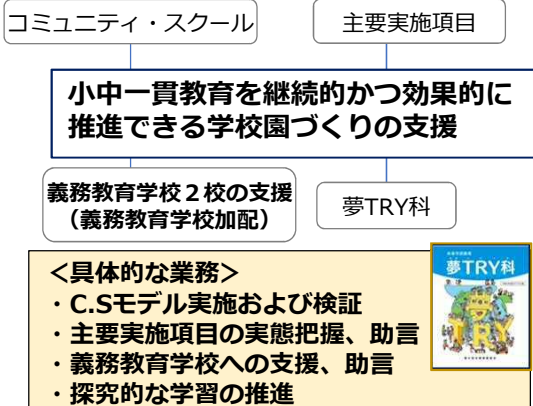
体制



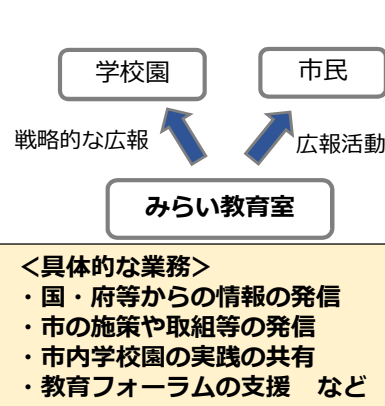
新組織の位置づけ



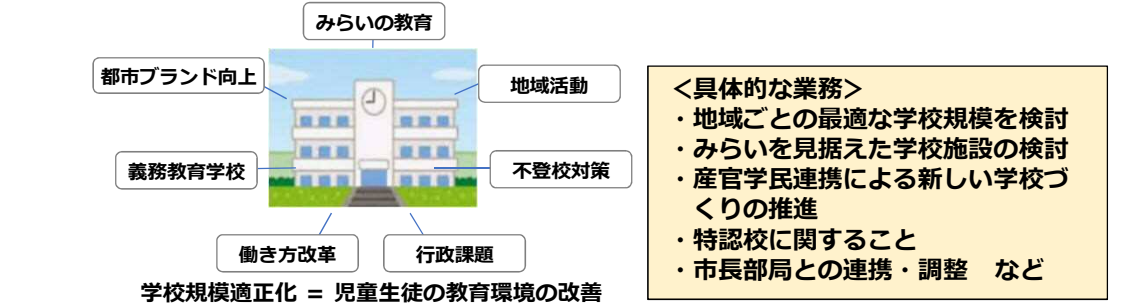
①～④ 小中一貫教育



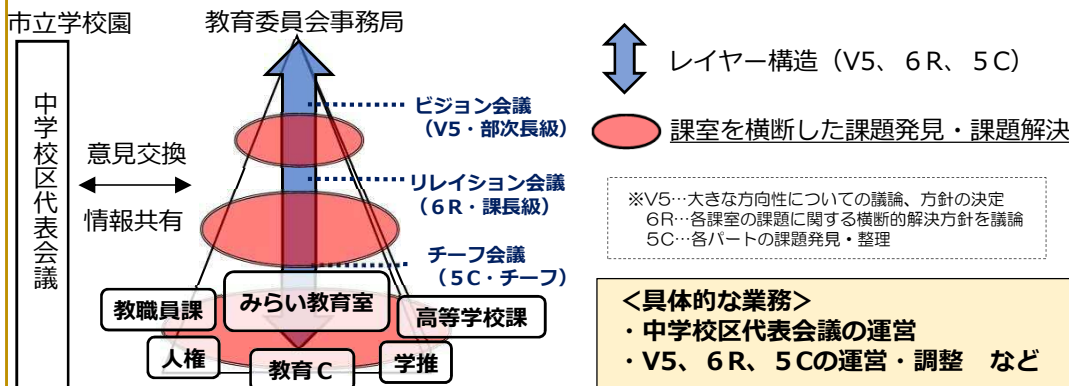
⑤、⑥ 広報



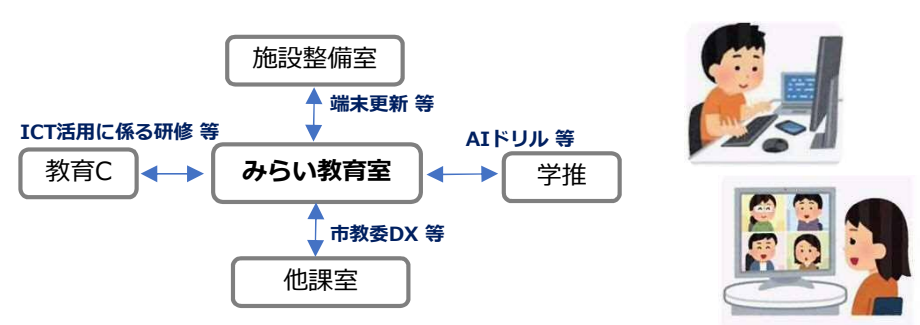
⑤ 学校規模適正化



⑥ 包括的な施策の企画、調査及び調整



例) ICT活用に関連する各課室との連携による課題解決



社会福祉法人青山会との連携による不登校支援事業について

本市教育委員会と社会福祉法人青山会が連携のうえ、不登校等児童生徒に対する支援事業として、障害福祉事業所を活用した職場体験を行うもの。

(令和7年1月20日 本事業にかかる覚書締結)

●公民連携不登校支援事業 職場体験「そばにいるよ」

- ・対象者 小学校～中学校 不登校等児童生徒
- ・体験内容 知的障害者施設における支援・レクリエーション・イベントの補助
- ・場所 東大阪市にある社会福祉法人青山会の施設（計19か所）
- ・時間 青山会の開所日全日9時～17時30分のいずれか
- ・予約不要・費用無料 （昼食の提供もあり。）

尚、職場体験の実施状況については保護者の了解のもと、教育委員会を通じて不登校等児童生徒の在籍する小中学校ならびに義務教育学校へ情報提供を行うものとする。



公民連携不登校支援事業

職場体験「そばにいるよ」

学校を中心として、地域で子どもたちを支えることが大切だと思い、「わたしたち社会福祉法人が具体的にどのようなことが出来るのだろうか。」と考えた結果、

学校に行きづらくなった子どもたちが、いろんな経験やふれあいができる居場所や機会を提供する社会貢献事業をはじめました。この事業は、東大阪市教育委員会との連携のもと行っています。

職場体験を通じた居場所づくり

- ・対象者 小学校～中学校 不登校等児童生徒
- ・体験内容 知的障害者施設における支援・レクリエーション・イベントの補助
- ・場所 東大阪市にある社会福祉法人青山会の施設（計 19 か所）
- ・時間 青山会の開所日全日 9 時～17 時 30 分のいずれか
- ・予約不要（日時を設けず、本人やその家族がいつでも気軽に利用することができます。）
- ・費用無料（昼食の提供もあります。）

詳細は↓ご覧ください



初回申込みと相談窓口

社会福祉法人青山会 法人本部（職場体験）
東大阪市菱屋東 2-4-21 相栄ロイヤルビル 5 階
TEL 072-968-8838 FAX 072-968-8827

青山会 HP

